

議案第20号	三田市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
農業振興課	土地改良法の一部改正に伴い、同法を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣旨】 土地改良事業分担金等の徴収について、根拠法である土地改良法の引用条文が改正されるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>【法改正の内容】</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 10px; border-radius: 15px;"> <p>土地改良区（耕作者等の資格を有する15人以上の者が設立した法人団体）が行う土地改良事業において、土地改良法第36条第1項の規定により事業に要する経費に充てるために賦課金を徴収することができる旨が明記されている。 また、市町村が行う土地改良事業においては、法第36条第1項の規定を準用することが、法第96条の4に明記されているが、今回の法改正により第96条の4に第2項が設けられたことにより、条例改正するものである。</p> </div> <p>【関係法令】 土地改良法（昭和24年法律第195号）</p> <p>【内容】 ●引用条文の変更（第1条関係）</p> <p>【現行】（趣旨） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づいて徴収する土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）による土地改良事業その他これに準ずる土地改良事業の分担金並びに法第91条の2第1項及び第96条の4において準用する～</p> <p>【改正】（趣旨） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づいて徴収する土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）による土地改良事業その他これに準ずる土地改良事業の分担金並びに法第91条の2第1項及び法第96条の4第1項において準用する～</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【予算措置】 なし</p>	